

兵庫県立淡路三原高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立淡路三原高等学校

1 学校の方針

本校は、校訓の「自彊」「敬愛」「叡智」をもとに、文武両道の教育を推進し、未来への深い洞察力と豊かな人間性をそなえ、高い知性、すぐれた徳性と強い意志、たくましい体を持ち、社会の発展に寄与する人づくりをめざしている。

すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように、いじめを未然に防止し、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめが起きた場合は迅速に対応して速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義の確認

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめとは」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

改訂された法律上の定義には、「自分よりも弱い者に対して一方的」、「継続的に」、「深刻な苦痛」の要素は含まれていません。〔改正のポイント：かつての定義にはあった〕

<事例：事例を挙げて>

物をかくされたり、悪口を書いたメモが机上に置かれたり黒板に書かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとはいえないうが、学校ではいじめとして実際に対応することは言うまでも無く、問題行動調査においてもいじめがあったものとして取り扱っていく。

3 基本的な考え方

本校は、兵庫県の最南端にある県立高校であり、地域との結びつきも強い。生徒の実態は、年々多様化、複雑化し、その内容も多岐にわたっており、いついじめが発生してもおかしくない状況である。そのため、いじめの認知を正確に行うことが極めて重要になっている。初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に係わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、

初期段階のいじめであっても、あるいは 1 回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要という共通理解が必要となっている。

そこで、全学年で、学期毎にいじめに特化したアンケートを行ったり、また、講演会や個別面談などを行ったりすることによって、いじめの未然防止、早期発見に努めている。しかし、いじめはいつでもどこでも誰にでも起こりうるとの認識を教職員間で共有し、組織的に取り組んでいくことが必要不可欠であり、そのために、以下の指導体制を構築し、いじめ対策を積極的に推進していく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合など

のケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。